

保養所利用規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、法第 82 条及び組合同約第 15 条の規定に基づき、組合の被保険者の健康の保持増進のために行う保養所利用事業を円滑、かつ効率的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 保養所の利用者は、組合の被保険者とする。

(補助金の額)

第 3 条 組合は、保養所の利用者に対し、1 会計年度 1 人 5 泊を限度とし、下記の補助金を支給するものとする。

税理士	一泊	5,000 円
職 員	一泊	4,000 円
家 族	一泊	2,000 円

(保養所)

第 4 条 この規程において保養所とは、組合が指定した保養施設をいう。

(利用方法と利用料金)

第 5 条 利用者が保養所を利用するときは、直接保養所に申し込むものとする。

2 利用者は保養所利用後、保養所の定める利用料金を保養所に支払うものとする。

(申請人)

第 6 条 補助金の申請人は、利用した被保険者が属する世帯の組合員とする。

(申請の方法)

第 7 条 保養所利用時に、組合所定の保養所利用補助金交付申請書（様式第 23 号）に必要事項を記入のうえ、保養所より利用証明を受け、領収書（原本）を添付し、組合へ提出するものとする。

(補助金の交付)

第 8 条 組合は、申請書の内容が適正であるか確認した後、補助金の額を決定し、申請人が開設する金融機関口座に振り込むものとする。

(利用の制限)

第 9 条 税理士会、または税理士会と関連する団体の会議等のために、保養所を利用した場合には、補助金を支給しないこととする。

(委 任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。